

第7回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日(金) 午前9時00分から午前10時35分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 黄瀬 忠幸 委員
議席14番 植西 良隆 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第37号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○議案第38号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

6) 報告事項

○会長報告

○専門委員会報告

○湖国女性農業・推進委員協議会報告

○事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番黄瀬忠幸委員と、議席14番植西良隆委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号75について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号、整理番号75について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地に転居予定であり、申請地にて、野菜および果樹の栽培を行う予定です。農地は居所隣接地であり、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号75については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。
令和5年12月26日に保井推進委員と現地を確認し、申請者からの申請理由について聞き取りしました。

譲渡人は、相続により取得したものの、他市に在住されていて、農地の維持管理が困難で不耕作地となっていました。この度、譲受人の転居に伴い、農地の購入の合意がなされました。今後は、野菜などを栽培される予定です。譲受人は耕

作を行う意思を示されており、許可相当と判断いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号10保井です。

当該地は、旧宅が20数年前から空き家状態が続いており、隣接する庭畑と思われる農地は、10年近くは近接の農家が管理しておられましたが、その農家も高齢により管理できない状態になり、その後不耕作地となり、何とか草だけは刈って10数年間、その状態が続いていた感じです。この度、東大阪市から甲賀市へ会社が移転するに伴い、甲賀市で空き家を購入し移住され、隣接の畑を耕作されます。現在、住宅を自分でリフォーム作業されています。耕作するにあたり、耕運機、草刈り機等を購入されるようです。農地の利用に対して積極的に、前向きに考えておられるようですので、地区としては喜んでいきます。農地利用については何ら支障ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号75について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号75については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号76について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず、整理番号76について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の親戚にあたり、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号76については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。
令和5年12月12日に清水推進委員と現地確認し、申請者から申請理由について聞き取りをいたしました。
周辺等にも影響もないことから許可相当と判断いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号15清水です。
譲受人は、現在もこの農地の草刈り等の管理をされており、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号76について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号76については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号77について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号77について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は譲受人の自宅近くに位

置し、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です

議 長 3条調書、整理番号77については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。

当該地は長い間、耕作放棄となっているところです。譲受人は、畑や田に興味のある方で、新しく農地を取得し畑を広げようと、意欲のある方です。何ら問題のない案件で、今まで放棄地となって、草だらけであったところを今後管理されることで非常に地区にとってもありがたいことであると考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 地域が進める農地利用最適化の推進に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号77について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号77については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号78について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号78について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、将来に向けて農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号78については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。
令和6年1月5日に吉田推進委員とで現地確認し、譲受人から説明を受けました。
譲受人は、当該地区で水稻栽培をこれからも広げ、頑張っていこうと意欲のある方です。近隣周辺にも問題なく許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号35吉田です。
譲渡人は、かねてより当該農地の売却を考えておられました。一方、譲受人は定年退職を数年後に控え、耕作規模拡大を考えておられ、互いのニーズが合致し、申請に至りました。農地利用最適化推進の観点からも望ましいと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号78について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号78については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号79について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号79について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、964番は農業振興地域内の青地農地、残る農地はいずれも農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、これまでから申請地の耕作管理を任されており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。農作業歴があり、親族の応援もあることから耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号79については、議席2番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番中島です。

譲渡人は県外にお住まいで、白地の畑は譲受人、青字の田は地域の認定農業者に耕作を任せておられました。譲渡人は、県外に家もあり当該地に帰ることもないことから、財産処分のため譲渡人に声をかけたところ、売買の話がまとまりました。購入後も、今までどおり畑は一部野菜を作付けされ、青地の田は自分で耕作されます。田は、譲受人の自宅から約10分の距離にあり、今年度から耕作されます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 特に意見はございません。問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号79について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号79については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号80について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号80について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し自家消費の野菜の栽培を考えていた譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地は、空き家に付随する農地であり、譲受人は購入した後、当該地で野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、農機具は親族から借用するなど、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号80については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。
自宅前の畑で、現地も確認しました。今後も作付けをしていくと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号39田村推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号39田村です。
譲渡人は、現時点では、施設入居されており、管理ができないことから、譲受人と売買の話があり、今回、売買での申請となりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号80について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号80については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号81について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号81について説明します。参考図は13ページから16ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢により農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。なお、参考図16ページの2188番は、現状1枚の田であるものの、登記簿上の地番配置を示したものです。また、譲受人は近隣に農地を所有しており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号81については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号12番寺田です。
相続で受けた土地ですが、昨年まで耕作人と利用権設定を設定されていましたが、終了したことで今回譲受人と売買が成立し、申請に至りました。譲受人は、息子さんも手伝いながら耕作を一生懸命されております。何ら問題なく許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号44山本推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号44山本です。
特に問題ないと考えます。
譲受人は、後継者もあり、農地を拡大していきたいと考えておられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【質問等なしの声】
- 議 長 　　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号81について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号81については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、3条調書、整理番号82について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号82について説明します。参考図は17ページ、18ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は相続により農地取得したものの、現在は県外に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、空き家バンク登録のあった農地付き建物を取得し、隣接する申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。遠方に居住しているものの、セカンドハウスとして取得する空き家を拠点に、主に休日を利用して自家消費用の野菜を耕作されるもので、農機具を所有されていることから、営農に支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 　　3条調書、整理番号82については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席番号12番寺田です。
譲受人は、空き家バンクで取得されましたが、県外にお住まいで、会社経営をされており移住までは難しいが、週4回は必ずこちらに来て、野菜づくりを頑張りたいとのこと。今回の申請に関して、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 　　続いて、区域番号44山本推進委員、意見ををお願いします。

- 担当推委 区域番号44山本です。
空き家バンクに伴う案件で、現在この場所は不耕作地となっていますが、今後頑張って野菜作りをしていく旨の説明もあったことから、問題ないと思います。
ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号82について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号82については、許可とすることに決定いたします。
議案第33号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号20について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第34号、整理番号20について説明します。調書は6ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請によると、住宅の建て替えにあたり所定の幅員確保が必要であることから、当地を進入路として利用されます。土地整理のみであり、新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号20については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。
申請地は、11月23日、山口推進委員と現地確認を行い、申請者から説明を受けました。母屋の建替えとのことで、道路幅が狭く拡張する必要があるため、幅員確保に利用されます。周辺農地に影響はなく、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号30山口推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号30山口です。
現地確認を行いましたところ、全く周辺にも問題なく、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号20について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号21について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号21について説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請地を駐車場にするための申請です。申請によると、宅地への進入路兼駐車場として利用しており、新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

- 議 長 4条調書、整理番号21については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号12番寺田です。
12月25日に現地確認し、申請どおりであることを確認しました。昭和36年8月1日に住宅を建築した当時から現在まで、宅地として利用されているようです。相続により取得されましたが、現在申請者は他市にお住まいで、財産整理をするにあたり、農地であることがわかり申請に至りました。60年あまりですが、現状のまま周辺に影響もなく、また顛末案件ですが、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号44山本推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号44山本です。
寺田委員の説明のとおり、60年ほど現状のまま使われており、今に至るまで分からず顛末案件ではありますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号21について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。
議案第34号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号57について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第35号、整理番号57について説明します。調書は8ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用住宅を目的とする、農地の使用貸借です。申請によると、申請人の親となる譲渡人の農地において、建築面積112.62平方メートル、建ぺい率33.42パーセントとなる、住宅を建築されます。造成工事については、東側の既存農機具庫を撤去後、出入り部及び駐車場として車2台確保するほか、地盤改良したうえで西側に戸建て住宅を配置されます。また、事業にあたり、図面下側の農地とは畦畔により分断し、土地分筆したうえで、農地利用を継続されます。雨水排水については、前面市道に接続放流するとともに、汚水・雑排水についても既設の下水道管に接続されます。以上のことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号57については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。

令和6年1月5日に清水推進委員と現地確認し、申請者から転用計画を聞き取りました。

譲受人の実家に隣接した農地で、譲受人家族がやむを得ず住宅に転用されます。周辺農地には被害ないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号15清水です。

問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号57について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号57については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号58について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号58について説明します。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、不動産業、土木業及び建設業を営む譲受人において、土山町内の物件の工事業務を取り扱う中で、事業地近くに資材置場が必要となったことから計画されたもので、残土を5t配置されます。造成工事については、一段高く積みあがった既存ブロックを撤去し、既存の茶畑を伐採、伐根後、前面道路の地盤高を基準に整地作業をされます。雨水排水については、敷地周囲に開側溝を設けて、市道側溝に接続放流するとともに、土砂の積み上げについても敷地中央に安定勾配配置とすることで流出防止をされることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の開発申請の手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号58については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。

1月13日、辻推進委員と一緒に、業者から説明を受けました。

資材置場にされる予定です。近隣住民の同意書もあり、問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号16辻推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

- 事務局 特に補足事項はありません。農地利用最適化の推進に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号58について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号58については、許可とすることに決定いたします。
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
- 議長 続きまして、5条調書、整理番号59について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号59について説明します。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請によると、金属加工業を営む譲受人において、工場増築により、従業員用駐車場を新たに確保する必要があるため、隣接農地での駐車場を計画されています。造成工事については、表土鋤取り後、地盤改良し、碎石敷き均しにより整地をされ、露天駐車場として11台分を確保されます。雨水排水は自然地下浸透を基準としつつ、南側既設道路側溝に接続放流することや、隣接農地は申請地から一段高いことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議長 5条調書、整理番号59については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号11番奥村です。
令和6年1月11日、藤井推進委員と申請者立ち会いのもと、3名で現地確認を行い、申請理由について聞き取りを行いました。
譲受人は会社を経営しており、来客用の駐車場がどうしても必要となり、玄関前にある茶畑を譲渡人にお問い合わせされました。譲渡人は、認定農業者ですが、今までから農地の集約化を進めておられることから話がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 続いて、区域番号19藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 特に補足意見はありません。農地利用最適化の推進に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号59について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号59については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きます、5条調書、整理番号60について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号60について説明します。調書は9ページ、参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。
申請内容は、太陽光発電設備設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、1,454平方メートルの区域に太陽光発電施設を設置されます。太陽光パネ

ル168枚、パワコン9台を設置するほか、発電設備としての出力は、発電が49.5キロワットとなっています。造成工事については、切土及び盛土による土砂搬出はなく、草刈り後、転圧処理により整地処理されます。敷地周囲には安全対策としてフェンスを設置するほか、空閑地は管理用道路として利用し、除草作業を実施するなど保全対策をされます。雨水排水については、自然地下浸透処理のほか、敷地西側に集水桝を設置し、既存の水路に放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号60については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。

申請地は白地で、近年までは水稻耕作をされていましたが、現在は、草刈等の管理で精一杯であり、今後の、本土地を守っていくことに対し不安感を抱かれていた中、売買の話があり、話がまとまり太陽光設置の申請となりました。

現地は、1月7日に阪口推進委員とで確認しました。その際、当該地区の区長兼農事改良組合長も同席でしたので、次のことをお伝えしました。

譲受人は県外の事業者であり、今後、当該地区の土地と一緒に管理をしていく関係になるので、組の守るべき事項に関してはしっかり伝え、ともに農地を守るための活動、事業者は草刈等の管理も適正に行うように、また活動が頓挫することのないようお願いしたいと伝えました。

申請内容については、許可と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号22阪口推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号22阪口です。

土地改良区から離れた場所にあり、山間地の休耕田で隣接農地も休耕田、また荒廃田ですので、農地利用最適化には全く影響はありません。

ただし、隣接に排水路がありますし、民家がありますので草刈などの適正な管理は徹底していただくようお願いをしています。また、当地区でも太陽光発電が今すでに十数ヶ所あり、虫食い状態で開発されているのですが、将来20年経過後に廃棄などの懸念事項がある中で、常に有事の際の緊急連絡先を維持するように、当区長に伝えました。私の担当地区内において最近、転売が多々あり、連絡先が分からない事例が増えていますので、そのような問題が発生しないよう

に、委員会としても最終の廃棄等の処分確約などの念書をいただくような体制をとっていただければありがたいのです。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号60について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号60については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、5条調書、整理番号61について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号61について説明します。参考図は37ページ、38ページ、土地利用計画図は39ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

転用事業者は整理番号60番と同一事業者であり、申請内容は、太陽光発電設備設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、2,622平方メートルの区域に太陽光発電施設を設置されます。太陽光パネル336枚、パワコン18台を設置するほか、発電設備としての出力は、発電が49.5キロワットとなっています。造成工事については、切土及び盛土による土砂搬出はなく、草刈り後、転圧処理により整地処理されます。敷地周囲には安全対策としてフェンスを設置するほか、空閑地は除草作業を実施するなど保全対策をされます。雨水排水については、自然地下浸透処理のほか、西側東側の各敷地内に集水柵を設置し、既存水路に放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の開発申請の手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号61については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。
令和6年1月8日、吉田推進委員と司法書士事務所の担当で現地確認を行い、説明を受けました。地元区の関係者、隣地の承諾も得られています。また区との草刈等の条件を守る同意書も交わされる予定です。許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号28吉田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号28吉田です。
申請地は、市道と里道に接した白地の農地です。地元関係者の同意並びに隣接耕作者の承諾書もあり、隣接住宅への説明もされたと聞きました。農地利用最適化の観点からも何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号61について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号61については、許可とすることに決定いたします。
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
議案第35号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第36号について説明します。
今月の決定は1件です。11ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は5,767平方メートルです。
借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、12ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は13ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、議案第36号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、議案第36号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第36号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第37号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第37号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。
この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。
15ページから16ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。
農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借の設定面積は、合計2万3,579平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、17ページの参考資料のとおり

りです。

次に、18ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計651平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、19ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 　中島委員。

中島農委 　議席番号2番中島です。

借賃の欄、10アール当たりのところが全部バー表示なのですが、0であるなら0表記としてはどうですか。

事務局 　使用貸借であり、金額は発生せず、0円です。表記の仕方については、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長 　契約の形態として、賃貸借契約は金銭が発生するものであり、使用貸借契約は無償の契約とのすみ分けになっています。バー表記の仕方等についてはもう一度事務局でも検討させていただきます。

議長 　中島委員、よろしいか。

中島農委 　はい。

議長 　他にご意見、ご質問等はございませんか。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第37号について採決いたします。
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第37号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。
議案第37号については、以上であります。

議長 続きます。議案第38号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第38号について説明します。
農用地域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は3件で、すべて除外であり、土地の所在・面積、変更の理由等については、21ページのとおりです。

計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員さんにおいても確認のうえ、申請されているものであり、全体では22ページのとおり、除外が1万9,016平方メートルの計画変更です。

対象地の位置関係は別冊の資料のとおりです。最初に、番号1、別冊B1は、保管倉庫とするための除外予定地です。倉庫業、輸配送、流通加工を行う事業者において、事業拡大に伴い、既存の物流拠点および倉庫の隣接地となる当該地で、入庫から保管、仕分け、出庫まで一貫作業ができる保管倉庫にする内容となっています。

次に、番号2、別冊D1は、資材置場とするための除外予定地です。従来は採草牧草地として指定されていましたが、登記地目は山林や原野で、現況地目においても雑種地や原野となっており、集団的農用地として活用が見込まれないことから、資材置場にする内容となっています。

次に、番号3、別冊E1は、工場用地及び駐車場とするための除外予定地です。製造業、プラスチック加工業を行う事業者において、事業拡大に伴い、既存の工場の隣接地にて工場増設し、さらに必要となる駐車場を整備される内容となっています。

農業振興地域整備計画の変更については、以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第38号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第38号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。
議案第38号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告します。調書は23ページから24ページ、参考図は40ページから43
ページです。
今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が3件です。以上で
す。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました
ら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、続きまして、報告事項に入ります。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
まず、会長報告を行います。

会 長 農地利用最適化推進施策に関する意見書 市長提出
甲賀市「地域計画」策定検討会 委員の推薦
農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

議 長 続きまして、広報編集委員会から、森地委員長お願いします。

森地委員長 農業委員会だより第38号の配布について

議 長 続きまして、湖国女性農業・推進委員協議会から、奥村委員お願いします。

奥村委員 女性の委員登用促進研修会 参加報告
湖国女性農業・推進委員協議会 第2回役員会 報告

議 長 続きますして、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。

事 務 局

- ・ 異常設審議委員会報告
- ・ 農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除
- ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・ 農業経営改善計画認定審査結果
- ・ 賃借料情報
- ・ 経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。